

『改正建築士法質問箱』に寄せられた主な質問と質問に対する回答

『改正建築士法質問箱』に寄せられた主な質問について、テーマごとに集約して回答いたします。「構造設計一級建築士制度/設備設計一級建築士制度」及び「新しい業務報酬基準」に関する質問及び回答については、それぞれ「『改正建築士法講習会(法適合確認)』で寄せられた主な質問と質問に対する回答」及び「『建築士法講習会(業務報酬基準)』で寄せられた主な質問と質問に対する回答」等をご参照ください。

なお、法改正と関係がない質問等は取り上げておりませんので、ご了承ください。

No.	主な質問及び回答
1.	<p>管理建築士講習及び定期講習の受講に関する質問について</p> <p>管理建築士講習と定期講習は、それぞれ内容も異なり、法律上の位置づけも異なります。したがって、いずれかの講習を受講したとしても一方の講習が免除されるわけではありません。</p>
2.	<p>定期講習の受講要件に関する質問について</p> <p>建築士事務所に所属する建築士については、その業務内容の如何にかかわらず、3年ごとに定期講習を受講する必要があります。具体的には、年度単位で考え、直近の定期講習を受けた日の翌年度の開始の日から3年以内に次回の定期講習を受講すればよいこととなっています。</p> <p>なお、改正建築士法の施行日(平成20年11月28日)から平成24年3月31日までの間に建築士事務所に所属している建築士は、初回の講習を平成24年3月31日までに受講する必要があります。</p> <p>また、一度建築士事務所を退職した後、再び建築士事務所に所属する場合は、所属する時点から見て、過去の3年度に定期講習を受講していなければ、遅滞なく定期講習を受講する必要があります。</p> <p>定期講習を受講する義務は、建築士事務所に所属する建築士自身にあります。したがって、建築士として自覚を持ち、自主的に定期講習を受講することは、建築士の責任といえます。</p>
3.	<p>管理建築士講習の受講要件に関する質問について</p> <p>管理建築士講習は、建築士事務所の技術的な総括を行う管理建築士として必要な知識、能力を講習するものであり、建築士として設計等の実務を3年以上経験した後、受講していただくものです。</p> <p>なお、「設計等の実務」とは、設計・工事監理、建築工事の指導監督、建築物に関する調査もしくは鑑定等をいいます。</p>

4 .	<p>設計又は工事監理を受託する場合の重要事項説明に関する質問について</p> <p>建築確認申請の対象か否か、又は、建築士の業務独占の対象か否かに関わりなく、建築士事務所として設計又は工事監理業務を受託するのであれば、重要事項説明は必要です。</p> <p>また、契約書の名称如何に関わらず、当該契約に設計又は工事監理業務の請負等が含まれている場合は、当該契約の締結前に重要事項説明を行う必要があります。</p> <p>なお、例えば営業設計等で、設計図書を作成しない業務であれば、重要事項説明は不要です。</p>
5 .	<p>建築士事務所登録をしていない工務店が、設計業務等を受託する場合の重要事項説明の要否に関する質問について</p> <p>建築士による業務独占対象外の設計又は工事監理であっても、建築士事務所が業として受託する旨の契約を締結する場合は、重要事項説明が必要となります。一方、当該業務について、建築士事務所登録をしていない工務店が業として受託する旨の契約を締結する場合は、当該工務店には重要事項説明は義務づけられていません。</p> <p>なお、設計又は工事監理について、建築士による業務独占にかかるものである場合は、工務店が当該業務を行うためには建築士事務所登録が必要です。</p>
6 .	<p>工務店が、自社物件の設計を建築士事務所に委託する場合の重要事項説明の要否に関する質問について</p> <p>工務店が建築主となり建築士事務所へ設計等を委託する場合には、設計を受託する建築士事務所が建築主である工務店に対して重要事項説明を行う必要があります。</p>
7 .	<p>重要事項説明と書面の交付(建築士法第24条の8)の違いに関する質問について</p> <p>今改正では、契約前に書面を交付して重要事項説明を行うことが規定されましたが、従前から実施されている「書面の交付」は、契約後に遅滞なく書面を交付しなければなりません。この「書面の交付」と重要事項説明とは別の手続きであり、書面交付は契約の前後で両方必要となります。</p>

8 .	<p>公共発注の場合の設計業務の重要事項説明に関する質問について</p> <p>発注自治体側で営繕課長等が設計者となっているなど、建築士法上の設計者が存在する場合には、重要事項説明は不要ですが、発注自治体側に建築士法上の設計者が存在しない場合には、受託を行う建築士事務所が設計者となり、重要事項説明が必要となります。</p>
9 .	<p>再委託の制限に関する質問について</p> <p>再委託の制限は、建築主から設計・工事監理業務の委託を受けた建築士事務所の開設者が、当該業務を建築士事務所の開設者以外の者に再委託することを禁止するものです。</p> <p>ただし、この場合であっても、設計及び工事監理業務の補助的な業務を再委託する場合についてまでも禁止するものではありません。</p>
10 .	<p>丸投げ(一括再委託)の禁止に関する質問について</p> <p>建築士事務所が受託した3階建て以上、かつ、1,000 m²以上の共同住宅の設計・工事監理業務については、建築主の許諾を得たとしても、一括再委託を行うことは禁止されています。</p> <p>なお、「一括再委託」とは、元請建築士事務所が、受託した設計・工事監理を何ら行うことなしに、そのすべてを他の建築士事務所に再委託することをいいます。</p>
11 .	<p>建築士事務所において保存すべき設計図書の保存方法に関する質問について</p> <p>建築士事務所に保存する設計図書については、建築主に納品した設計図書との同一性を担保する観点から、建築士の記名及び押印がなされたものである必要があります。</p> <p>しかし、この結果、大量の設計図書が建築士事務所に保存されることになり、その収納スペースの確保が困難となる場合も想定されます。</p> <p>これまでも建築士の記名及び押印がなされた設計図書をマイクロフィルム化して保存することは容認されていました。同様に、建築士の記名及び押印がなされた設計図書をスキャナーで読み込み、書き込みや修正ができないように処理したうえで保存することも容認されると考えられます。</p>